

## 奨励賞選考規程細則

### 第1条

学術大会大会長は学術大会の演題募集時に奨励賞選考について記載し、選考希望者を募るものとする。

### 第2条

選考希望者は、演題応募時、書式に従い、その旨を申告する。

### 第3条

日本統合医療学会奨励賞選考規程（以下、選考規程）第2条の投票方法は、各学術大会にて決定する。投票者は、事前抄録と当日の発表を基に、投票者が優秀と判断した3演題以内を投票する。

### 第4条

本細則第1条の希望者が、奨励賞選考対象者となる。

### 第5条

学術大会等あり方委員会委員長は、選考規程第2条の投票結果を集約し、上位3演題を理事会に答申する。理事会は、この答申結果を審議する。

### 第6条

本細則第4条の選考対象者について、投票者は投票用紙（電子的投票の場合は投票フォーム）で確認する。

### 第7条

奨励賞の審査に当たっては、選考希望者の共同研究者となっている選考委員は当該選考者の審査には加わらないものとする。

### 第8条

最終選考結果は本細則第5条の理事会における承認後、学会ホームページで発表し、その後開催される直近の総会で表彰するものとする。

### 第9条

本細則の変更は、理事会の議を経て行うものとする。

## 附 則

この細則は 2024 年〇月〇日より施行する。